

令和4年度 第2回 江戸川区地域自立支援協議会 次 第

令和4年11月10日(木) 午後1時30分～3時00分
グリーンパレス 千歳・芙蓉

1 開 会

2 議 事

(1) 障害者の理解について

(2) 第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画策定に係る基礎調査について

(3) 情報共有・その他

3 閉 会

【配付資料一覧】

・令和4年度 第2回江戸川区地域自立支援協議会 次第

・資料1 障害者の権利条例の制定について

・資料2 障害者の権利条例(案)

・資料3 第7期江戸川区障害福祉計画及び第3期江戸川区障害児福祉計画に係る
基礎調査(アンケート調査)の実施について

障害者の権利条例の制定について

1 経緯

「ともに生きるまちを目指す条例」が令和3年7月1日に施行され、区における最上位の理念条例として権利擁護などを必要とする主体を対象とした関連条例の整備を進める。

【個別条例】

- 障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例（案）
- 生活困窮者の暮らしを支える条例（案）
- ひきこもりの状態にある者やその家族へのサポート推進条例（案）
- 熟年しあわせ条例（案）

2 「障害者の権利条例」の制定の目的

障害に対する理解を促進し、障害を理由とする差別を解消するための施策について、基本理念を定め、区の責務並びに事業者及び区民等の役割を明らかにすることにより、社会的障壁を取り除き、もって、障害の有無によって分け隔てられることなく、だれもが安心して自分らしく暮らせるまちを実現する。

(仮称) 障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例(素案)

(前文)

すべての人は、障害の有無に関わらず、自分らしく生きる権利を生まれながらに持っており、かけがえのない存在です。

我が国では、「障害者の権利に関する条約」の採択をきっかけに、障害のある人の人権を守るための法律が整えられてきました。

しかし、障害のある人の中には、今なお、日常生活や社会生活のあらゆる場面で、建物や設備、制度の利用に不便を感じたり、偏見、無関心や差別を受けることがあります。

また、障害のある人の意思への十分な理解や尊重がなく、日常生活や考え方が決めつけられてしまうなど、様々な生きづらさを感じながら暮らしている人がいます。

これら障害のある人が日常生活や社会生活で受ける差別や生きづらさは、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁によって作り出されているのであって、だれもが地域の一員として、障害に対する正しい理解を深め、このような状況を変えていかななくてはなりません。

そして、障害のある人を日常的に支援する家族等の中には、悩みや苦しみを抱え孤立している人がいます。そのため、障害のある人だけでなく、家族等の支援も必要です。

江戸川区は、「障害者の権利に関する条約」、「ともに生きるまちを目指す条例」等の考えをもとに、障害の有無によって分け隔てられることなく、だれもが安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

この条例は、障害及び障害のある人に対する理解を促進し、障害を理由とする差別を解消するための施策について、基本理念を定め、区の責務並びに区民等及び事業者の役割を明らかにすることにより、社会的障壁を取り除き、もって、障害の有無によって分け隔てられることなく、だれもが安心して自分らしく暮らせるまちを実現することを目的とする。

(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 区民等 江戸川区内(以下「区内」という。)に住み、又は区内で労働、学業その他の活動に従事する者をいう。
- 3 ケアラー 障害により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう(ただし、業としてこれらの活動を行う者を除く)。

- 4 事業者 区内において事業活動を行う法人、団体及び個人をいう。
- 5 社会的障壁 障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 6 合理的配慮 障害のある人が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
- 7 意思決定支援 障害のある人が自ら意思を決定すること（以下「自己決定」という。）が困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活及び社会生活を送ることができるよう、自己決定を支援することをいう。

（基本理念）

障害のある人が自分らしく暮らせるまちの推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 1 障害のある人もない人も、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- 2 障害のある人が、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 3 障害のある人の自己決定が尊重され、円滑に意思決定支援を受けられること。
- 4 障害のある人が、障害による差別によって、その権利利益が侵害されないこと。
- 5 障害のある人も障害のない人も、相互に理解し、多様性を認め合い、自分らしくいられること。
- 6 障害のある人の性別、年齢、状態等に応じた適切な配慮がなされること。
- 7 障害のある人が、可能な限り、言語（手話等を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られること。
- 8 障害のある人の日常生活や社会生活を支えるケアラーが孤立しないよう、適切な配慮がなされること。
- 9 区、区民等及び事業者は、連携及び協力し、障害のある人が自分らしく暮らせるまちの推進に取り組むこと。

（区の責務）

区は、前条の基本理念にのっとり、障害がある人が安心して暮らせるまちの実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施する。

- 1 区は、障害を理由とする差別の解消の推進をしなければならない。
- 2 区は、障害及び障害のある人に対する、区民等及び事業者の理解促進を図る。
- 3 区は、障害のある人が、住み慣れた地域において、安心して暮らしていくことができるよう、合理的配慮しなければならない。

(施策の推進)

区は、第四条第一項の施策を推進するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 基本理念にのっとり、施策について、計画に定め推進する。
- 2 施策を効果的かつ円滑に行うため協議会を設置し、必要な情報を交換するとともに、関係者相互の連携を図る。

(事業者の役割)

事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人の理解を深めるとともに、区の施策に協力するよう努める。

- 1 事業者は、障害を理由とする差別的取り扱いをしてはならない。
- 2 事業者は、障害のある人が、住み慣れた地域において、安心して暮らしていくことができるよう、合理的配慮をするよう努めなければならない。

(区民等の役割)

区民等は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人の理解を深めるとともに、区の施策に協力するよう努める。

(委任)

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付則

この条例は、令和5年〇月〇日から施行する。

第 7 期江戸川区障害福祉計画及び第 3 期江戸川区障害児福祉計画に係る 基礎調査（アンケート調査）の実施について

1 目的

令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「第 7 期江戸川区障害福祉計画」及び「第 3 期江戸川区障害児福祉計画」の策定にあたり、障害当事者の生活ニーズや障害福祉サービス等に対する意見・意向等を把握する。

2 調査対象及び調査期間

障害児・者 1,337 名（R 4 . 9 . 12 無作為抽出）

	対象者	調査期間
1	身体障害者手帳所持者	令和 4 年 10 月 21 日（金）～11 月 8 日（火）
2	愛の手帳所持者	
3	精神障害者保健福祉手帳所持者	
4	難病手当受給者	
5	児童通所受給者証所持者	
6	重症心身障害児・者	

医療的ケア児・者 163 名（R 4 . 9 . 1 全抽出）

	対象者	調査期間
1	医療的ケア児・者	令和 4 年 11 月 1 日（火）～11 月 25 日（金）

3 調査方法

対象者に調査票を郵送

返信用封筒（切手不要）にて回収した調査票により回答を集計・分析したうえで報告書を作成（区ホームページにて公表）

4 調査票

「江戸川区 生活ニーズに関するアンケート調査」

設問：本人や介護者の状況、サービスの利用、災害時の対応など

5 委託事業者

株式会社サーベイリサーチセンター